

千葉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正理由

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に伴い、新たに「こども家庭センター」を特定施設として位置付け、「母子健康包括支援センター」に係る規定を削除する。

2 改正内容

別表第六第一号口中「児童福祉施設」の下に「又は同法第十条の二第一項に規定するこども家庭センター」を加え、「母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター」を削る

3 施行期日

公布の日から施行する。